

1. 再教育の対象

- 行政処分を受けた医師、歯科医師

2. 再教育の類型

- 対象者全員に対して講習形式で行う団体研修と、一定期間以上臨床現場を離れる医師、歯科医師に対して行う個別研修に分類

【処分内容と再教育の類型】

- 戒告 → 団体研修1日
 - 業務停止6月未満 → 団体研修2日＋課題研究及び課題論文1本
 - 業務停止6月～1年未満 → 団体研修2日＋課題研究及び課題論文2本
 - 業務停止1年～2年未満 → 団体研修2日＋個別研修80時間以上
 - 業務停止2年以上 → 団体研修2日＋個別研修120時間以上
- ※ 課題論文のうち、最低1本は被処分者の処分事由に対応したものとすること。

3. 再教育の内容

① 団体研修

- 1日目(対象者全員に対して実施)
 - 医療関連の法令遵守及び職業倫理
 - 医療事故の予防に関する取組
 - 患者の視点に立ったインフォームド・コンセント
- 2日目(業務停止処分以上の者に対して実施)
 - 医療事故後の対応
 - 安全管理のための方策
 - 患者の視点に立ったコミュニケーション

② 個別研修

- 病棟回診、手術見学、症例検討会、シミュレーターを用いたトレーニング等のうちから、個々の被処分者に応じて最も適切な内容の研修を組み合わせ実施。
その際、被処分者の処分事由に対応した研修内容が含まれるように配慮。
- また、助言指導者が、月1回程度被処分者と面接を行い、再教育の進捗管理や倫理面の配慮等を行う。
- 被処分者は、個別研修の開始前に計画書を、修了後に報告書を作成し、厚生労働大臣(地方厚生局)に届出。